

新潟県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第12号

新潟県消防学校規則の一部を改正する規則

新潟県消防学校規則（昭和57年新潟県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前					
(教育訓練の内容等)				(教育訓練の内容等)					
第2条 消防学校における教育訓練の種類、内容及び単位時間数は、別表第1のとおりとする。 <u>この場合において、1単位時間は、50分とする。</u>				第2条 消防学校における教育訓練の種類、内容及び時間数は、別表第1のとおりとする。					
2 (略)				2 (略)					
附 則				附 則					
1・2 (略)				1・2 (略)					
				<u>3 消防団員に対する普通教育の時間数は、当分の間、別表第1普通教育の項時間数の欄中「10時間」とあるのは「5時間」とする。</u>					
別表第1 （第2条、第6条、第14条関係）				別表第1 （第2条、第6条、第14条関係）					
	種類	内容	科及び単位時間数			種類	内容	科及び時間数	
消防職員 に対する 教育 訓練	初任教育	(略)	800		消防 職員 に対する 教育 訓練	初任教育	(略)	800時間	
	専科教育	(略)	警防科	70		専科教育	(略)	警防科	70時間
			特殊災害科	49				特殊災害科	49時間
			予防査察科	70				予防査察科	70時間
			危険物科	35				危険物科	35時間
			火災調査科	70				火災調査科	70時間
			救急科	250				救急科	250時間
	救助科	140	救助科	140時間					
幹部教育	(略)	初級幹部科	70	幹部教育	(略)	初級幹部科	70時間		
		中級幹部科	49			中級幹部科	49時間		
		上級幹部科	21			上級幹部科	21時間		
(略)				(略)					
消防団員 に対する 教育 訓練	基礎教育	(略)	24		消防 団員 に対する 教育 訓練	基礎教育	(略)	24時間	
	専科教育	(略)	警防科	12		専科教育	(略)	警防科	12時間
			機関科	12				機関科	12時間
	幹部教育	(略)	初級幹部科	12		幹部教育	(略)	初級幹部科	12時間
			指揮幹部科	現場指揮課程				14	指揮幹部科
			分団指揮課程	10			分団指揮課程	10時間	

	(略)
別表第2 (第2条関係)	
(1) 消防職員に対する教育訓練	
ア 初任教育の教科目	
種目	教科目
基礎教育	(略)
	法学基礎・消防法
	消防組織制度
	(略)
(略)	
イ 専科教育の科及び教科目	
科	教科目
警防科	講話
	(略)
(略)	
予防査察科	(略)
	査察・違反処理実習
(略)	(略)
(略)	
ウ・エ	(略)
(2)	(略)

	(略)
別表第2 (第2条関係)	
(1) 消防職員に対する教育訓練	
ア 初任教育の教科目	
種目	教科目
基礎教育	(略)
	情操
	法制通論
	消防法
	消防制度
(略)	(略)
(略)	
イ 専科教育の科及び教科目	
科	教科目
警防科	講話
	警防行政の現状と課題
(略)	(略)
(略)	
予防査察科	(略)
	査察実習
(略)	(略)
(略)	
ウ・エ	(略)
(2)	(略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。